宇土市税減免基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１０月２９日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市規則第６４号

宇土市税減免基準に関する規則の一部を改正する規則

宇土市税減免基準に関する規則（昭和３６年規則第１号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項中「(法第２９２条第１項第８号に規定する控除対象配偶者又は同項第９号に規定する扶養親族を含む。)」を削る。

附則第６条に次の１項を加える。

４　令和８年熊本地震に係る公費解体・撤去事業の対象となる家屋のうち、令和９年１月１日前までに解体が完了しない家屋に係る令和９年度に課する当該年度分の固定資産税については、全額を免除する。

附　則

この規則は、令和８年１０月２９日から施行する。